

内閣府

○農林水産省令第 号
経済産業省

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、及び消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の規定に基づき、消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令

消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林省令第一号）の一部を次のように改正する。
通商産業省

第二条の次に次の二条を加える。

（氏名等の公表方法）

第二条の二 主務大臣は、法第四十六条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第二条の三 主務大臣は、法第四十六条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行った者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。

二 法令等違反行為を行った者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

附 則

この命令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。